

知的財産権制度の国際的ハーモナイゼーションと発展途上国の技術革新
—誰の技術革新なのか—

**Whose innovation is it? -The relationship between international harmonization of
intellectual property right system and innovation in developing country-**

「知的財産権制度の整備は技術革新を促進させる」このような言説が現代の国際社会では一般的となっている。その結果、1995年にWTO（世界貿易機関）においてTRIPS協定（知的財産権の貿易側面に関する協定）が成立したこともあり、近年世界中で知的財産権制度の整備が重要視されている。だが、これに対して発展途上国（以下、途上国）は、知的財産権制度の国際的ハーモナイゼーションが始まる当初、知的財産権制度の整備が技術革新を促進するというよりはむしろ技術革新を妨げるものであると主張した。多くの経済学者が知的財産権制度の整備が技術革新をもたらすか否かについての論文を執筆しているが、これらの論争はいまだ収束していない。つまり、学問的には先進国側の主張は正しいか正しくないかがはっきりとしていない状態で現代の国際社会における知的財産権の強化は進んでいるのである。

本稿は、この問題に焦点を当てて、国際社会における知的財産権重視という潮流に対して疑問を投げかけることを目的とし、上述した言説が生じた歴史的な流れを考察し、また経済学的にこの言説の問題点を指摘した上で、この言説の信憑性について以下の実証研究を行った。

先行研究の理論モデルではいずれも知的財産権制度の整備は途上国の技術革新を促してはいない。一方、知的財産権制度の整備がFDIの流入を増加させ技術革新につながるという主張もしばしばなされるが、この主張は国の総特許数を技術革新の代理変数としたもの以外では筆者の知るところ実証研究がなされていない。そこで、本研究では国の総特許ではなく居住者特許を技術革新の代理変数に用いることで、分析対象国の企業や人々の技術革新を分析した。

その結果、第一に、先の理論モデル通り知的財産権制度の整備は途上国の技術革新を促進させない傾向にあることを確認した。第二に、FDIの流入の増加による技術革新は知的財産権制度の国際的ハーモナイゼーションにより、知的財産権制度を強めた国ほどその国の「人」自身の技術革新は起きていないことを確かめた。同時にそれらの国はそれ以前から開放的な資本市場を有していたという特徴を持つ国々であり、それが大きく知的財産権制度による技術革新に影響しているともいえる。

本稿では、上述の実証研究の結果以外に、歴史的に現在の知的財産権制度の国際的ハーモナイゼーションのプロセスは19世紀までの知的財産権制度が整備された時のプロセスとは異なるということを確認した。この歴史的考察と先行研究のサーベイ及び実証研究の結果は、「知的財産権制度の整備は技術革新を促進させる」という言説は途上国においては適応できないということを示している。